

警察本部
警察学校
各警察署

改正

平成19年2月本部訓令第5号
平成19年3月本部訓令第13号
平成19年5月本部訓令第15号
平成19年12月本部訓令第22号
平成20年3月本部訓令第2号
平成21年3月本部訓令第2号
平成22年3月本部訓令第4号
平成23年2月本部訓令第3号
平成23年3月本部訓令第5号
平成24年3月本部訓令第2号
平成25年3月本部訓令第4号
平成25年9月本部訓令第15号
平成26年3月本部訓令第7号
平成27年2月本部訓令第4号
平成28年3月本部訓令第5号
平成28年7月本部訓令第14号
平成28年10月本部訓令第18号
平成29年3月本部訓令第6号
平成29年11月本部訓令第13号
平成30年3月本部訓令第5号
平成31年2月本部訓令第2号
令和2年3月11日本部訓令第1号
令和3年3月12日本部訓令第2号
令和3年9月29日本部訓令第20号
令和4年3月11日本部訓令第2号
令和5年2月20日本部訓令第2号
令和6年3月1日本部訓令第2号
令和7年3月3日本部訓令第6号
令和7年10月1日本部訓令第13号

青森県警察組織規程を次のように定める。

青森県警察組織規程

青森県警察組織規程（昭和36年11月青森県警察本部訓令甲第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、青森県警察組織規則（昭和36年11月青森県公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）第30条の規定に基づき、青森県警察の組織に関する細目的事項を定めるものとする。

（公安委員会補佐官及び秘書官）

第2条 総務課に公安委員会補佐官及び秘書官を置く。

2 公安委員会補佐官は、上司の命を受け、規則第3条第1号、第2号及び第3号に掲げる事務をつかさどる。

3 秘書官は、上司の命を受け、規則第3条第4号に掲げる事務をつかさどる。

（情報公開・公文書管理室）

第3条 総務課に情報公開・公文書管理室を置く。

2 情報公開・公文書管理室においては、規則第3条第6号、第7号及び第8号に掲げる事務をつか

さどる。

3 情報公開・公文書管理室に室長を置く。

4 室長は、上司の命を受け、情報公開・公文書管理室の事務を掌理する。

(広報官及び広聴相談官)

第4条 広報課に広報官及び広聴相談官を置くことができる。

2 広報官は、上司の命を受け、規則第3条の2第1号に掲げる事務をつかさどる。

3 広聴相談官は、上司の命を受け、規則第3条の2第2号、第3号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。

(警察安全相談室)

第5条 広報課に警察安全相談室を置く。

2 警察安全相談室においては、規則第3条の2第2号、第3号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。

3 警察安全相談室に室長を置く。

4 室長は、上司の命を受け、警察安全相談室の事務を掌理する。

(警察音楽隊)

第6条 広報課に警察音楽隊を置く。

2 警察音楽隊においては、規則第3条の2第5号に掲げる事務をつかさどる。

3 警察音楽隊に隊長を置く。

4 隊長は、上司の命を受け、警察音楽隊の事務を掌理する。

(警務調査官等)

第7条 警務課に警務調査官、企画調査官及び人事採用企画官を置く。

2 警務調査官は、上司の命を受け、人事管理その他警察業務の総合的な企画調整に関する事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

3 企画調査官は、上司の命を受け、警察の組織及び事務合理化に関する事務をつかさどる。

4 人事採用企画官は、上司の命を受け、警察の人事及び採用に関する事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(給与管理官及び心理専門官)

第8条 警務課に給与管理官及び心理専門官を置くことができる。

2 給与管理官は、上司の命を受け、職員の給与及び退職手当に関する事務をつかさどる。

3 心理専門官は、上司の命を受け、心理学に関する専門的知識及び技術による犯罪被害者等及び職員の心理的支援並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(犯罪被害者支援室)

第8条の2 警務課に犯罪被害者支援室を置く。

2 犯罪被害者支援室においては、規則第4条第8号、第9号、第10号及び第11号に掲げる事務をつかさどる。

3 犯罪被害者支援室に室長を置く。

4 室長は、上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理する。

(運転技能指導官)

第8条の3 教養課に運転技能指導官を置く。

2 運転技能指導官は、規則第5条第5号及び第6号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(術科指導官)

第9条 教養課に術科指導官を置くことができる。

2 術科指導官は、上司の命を受け、術科の指導訓練に関する事務並びに規則第5条第3号及び第4号に掲げる事務をつかさどる。

(取調べ監督室)

第9条の2 教養課に取調べ監督室を置く。

2 取調べ監督室においては、規則第5条第7号に掲げる事務をつかさどる。

3 取調べ監督室に室長を置く。

4 室長は、上司の命を受け、取調べ監督室の事務を掌理する。

(監査室)

第10条 会計課に監査室を附置し、次の事務を分掌させる。

(1) 会計の監査、指導及び関係法令の研究に関すること。

(2) 上司から特に命ぜられた事務に関すること。

2 監査室に室長を置く。

3 室長は、上司の命を受け、監査室の事務を掌理する。

(予算統括官)

第10条の2 会計課に予算統括官を置く。

2 予算統括官は、上司の命を受け、予算及び決算に係る事務及び指導並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(会計指導官等)

第11条 会計課に会計指導官、出納調査官及び調度調査官を置くことができる。

2 会計指導官は、上司の命を受け、会計運営に関する企画調整に関する事務及び指導並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

3 出納調査官は、上司の命を受け、会計の出納に係る審査及び指導に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

4 調度調査官は、上司の命を受け、物品の管理及び調達に係る事務及び指導並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(装備指導官)

第11条の2 施設装備課に装備指導官を置く。

2 装備指導官は、上司の命を受け、規則第6条の2第3号及び第4号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(施設調査官)

第11条の3 施設装備課に施設調査官を置くことができる。

2 施設調査官は、上司の命を受け、警察施設の管理及び営繕に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(訟務官)

第12条 監察課に訟務官を置く。

2 訟務官は、上司の命を受け、青森県警察争訟事務処理に関する訓令(昭和47年1月青森県警察本部訓令第1号)第2条に規定する争訟事件に関する事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(監察調査官)

第13条 監察課に監察調査官を置くことができる。

2 監察調査官は、上司の命を受け、規則第7条第1号及び第2号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(調整指導官及び総務事務指導官)

第13条の2 総務事務推進課に調整指導官及び総務事務指導官を置くことができる。

2 調整指導官は、上司の命を受け、規則第7条の3第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

3 総務事務指導官は、上司の命を受け、規則第7条の3第3号に掲げる事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(健康管理指導官)

第14条 厚生課に健康管理指導官を置くことができる。

2 健康管理指導官は、上司の命を受け、規則第7条の4第3号及び第5号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(情報セキュリティ対策官)

第15条 情報管理課に情報セキュリティ対策官を置く。

2 情報セキュリティ対策官は、上司の命を受け、情報システムに係る情報の安全の確保に関する事務をつかさどる。

(情報管理調査官及び照会センター長)

第15条の2 情報管理課に情報管理調査官及び照会センター長を置くことができる。

2 情報管理調査官は、上司の命を受け、規則第7条の5第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

3 照会センター長は、上司の命を受け、規則第7条の5第5号に掲げる事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(適正捜査指導官)

第16条 生活安全企画課に適正捜査指導官を置く。

2 適正捜査指導官は、上司の命を受け、捜査手続、捜査技術等の研究及び指導に関する事務をつかさどる。

(許可等事務担当室)

第17条 生活安全企画課に許可等事務担当室を置く。

2 許可等事務担当室においては、規則第9条第3号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

3 許可等事務担当室に室長を置く。

4 室長は、上司の命を受け、許可等事務担当室の事務を掌理する。

(人身安全対策官等)

第18条 人身安全対策課に人身安全対策官、児童虐待対策官、少年補導統括官、被害少年対策官及び少年事件指導官を置くことができる。

2 人身安全対策官は、上司の命を受け、規則第9条の2第1号から第3号までに掲げる事務をつかさどる。

3 児童虐待対策官は、上司の命を受け、規則第9条の2第1号に掲げる事務のうち、児童の虐待事案対策に関する事務をつかさどる。

4 少年補導統括官は、上司の命を受け、規則第9条の2第4号から第8号に掲げる事務をつかさどる。

5 被害少年対策官は、上司の命を受け、規則第9条の2第8号に掲げる事務をつかさどる。

6 少年事件指導官は、上司の命を受け、規則第9条の2第9号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。

(人身安全対策支援隊)

第18条の2 人身安全対策課に人身安全対策支援隊を置く。

2 人身安全対策支援隊においては、規則第9条の2第1号、第3号、第9号及び第10号までに掲げる事務のうち、警察署への支援に関する事務をつかさどる。

3 人身安全対策支援隊に隊長を置く。

4 隊長は、上司の命を受け、人身安全対策支援隊の事務を掌理する。

(少年対策室)

第19条 人身安全対策課に少年対策室を置く。

2 少年対策室においては、規則第9条の2第4号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。

3 少年対策室に室長を置く。

4 室長は、上司の命を受け、少年対策室の事務を掌握する。

(地域調査官及び雑踏警備実施指導官)

第20条 地域課に地域調査官及び雑踏警備実施指導官を置くことができる。

2 地域調査官は、上司の命を受け、地域警察の運営に係る企画調査及び活動の指導並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

3 雑踏警備実施指導官は、上司の命を受け、規則第10条第5号に掲げる事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(地域業務指導室)

第21条 地域課に地域業務指導室を置く。

2 地域業務指導室においては、地域警察の業務についての指導及び教養に関する事務をつかさどる。

3 地域業務指導室に室長を置く。

4 室長は、上司の命を受け、地域業務指導室の事務を掌理する。

(鉄道警察隊)

第22条 地域課に鉄道警察隊を置く。

- 2 鉄道警察隊においては、規則第10条第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 鉄道警察隊に隊長を置く。
- 4 隊長は、上司の命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理する。

第23条 削除

(通信指令官及び通信指令長)

第24条 通信指令課に通信指令官及び通信指令長を置く。

- 2 通信指令官及び通信指令長は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
- (生活保安調査官)

第25条 生活保安課に生活保安調査官を置くことができる。

- 2 生活保安調査官は、上司の命を受け、規則第10条の3第1号から第5号までに掲げる事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

第26条 削除

(サイバー犯罪対策官)

第27条 サイバー犯罪対策課にサイバー犯罪対策官を置く。

- 2 サイバー犯罪対策官は、上司の命を受け、規則第10条の4第1号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(刑事指導官、通信傍受指導官及び取調べ指導官)

第28条 刑事企画課に刑事指導官、通信傍受指導官及び取調べ指導官を置く。

- 2 刑事指導官は、上司の命を受け、捜査活動に係る指導研修に関する事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 3 通信傍受指導官は、上司の命を受け、規則第11条の2第2号に掲げる事務のうち、通信傍受の指導及び教養に関する事務をつかさどる。
- 4 取調べ指導官は、上司の命を受け、規則第11条の2第2号に掲げる事務のうち取調べの研究及び指導に関する事務をつかさどる。

(証拠物件管理センター)

第28条の2 刑事企画課に証拠物件管理センターを置く。

- 2 証拠物件管理センターにおいては、証拠物件に関する事務をつかさどる。
- 3 証拠物件管理センターに証拠物件管理センター長を置く。
- 4 証拠物件管理センター長は、上司の命を受け、証拠物件管理センターの事務を掌理する。

(検視官等)

第29条 捜査第一課に検視官、広域捜査官、組織窃盗対策官及び性犯罪捜査指導官を置く。

- 2 検視官は、上司の命を受け、規則第11条の3第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 広域捜査官は、上司の命を受け、規則第11条の3第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に掲げる事務のうち広域重要犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。
- 4 組織窃盗対策官は、上司の命を受け、規則第11条の3第4号に掲げる事務のうち、組織窃盗犯の捜査に関する事務をつかさどる。
- 5 性犯罪捜査指導官は、上司の命を受け、性犯罪捜査の指揮及び指導並びに性犯罪被害者支援の企画及び調整に関する事務をつかさどる。

(検視官室)

第29条の2 捜査第一課に検視官室を置く。

- 2 検視官室においては、規則第11条の3第3号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 検視官室に室長を置く。
- 4 室長は、上司の命を受け、検視官室の事務を掌理する。

(知能犯捜査指導官等)

第30条 捜査第二課に知能犯捜査指導官、告訴告発捜査指導官、組織犯罪対策官、組織犯罪対策指導官及び保護対策官を置く。

- 2 知能犯捜査指導官は、上司の命を受け、規則第11条の4第1号から第4号に掲げる事務のうち重要事項に係る事務をつかさどる。
- 3 告訴告発捜査指導官は、上司の命を受け、規則第11条の4第1号から第4号に掲げる事務のうち告訴告発に係る捜査の指揮及び指導に関する事務をつかさどる。

- 4 組織犯罪対策官は、上司の命を受け、組織犯罪に関する情報の集約、総合的な分析・管理及び関係機関等との連携に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 5 組織犯罪対策指導官は、上司の命を受け、組織犯罪捜査の指導・調整及び重要事項に係る事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 6 保護対策官は、上司の命を受け、保護対策に必要な情報の収集、分析及び管理、保護対策計画の立案、保護措置の実施に関する指導・調整等に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(組織犯罪対策室)

第31条 捜査第二課に組織犯罪対策室を置く。

- 2 組織犯罪対策室においては、規則第11条の4第5号、第6号及び第8号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 組織犯罪対策室に室長を置く。
- 4 室長は、上司の命を受け、組織犯罪対策室の事務を掌理する。

(特殊詐欺捜査室)

第31条の2 捜査第二課に特殊詐欺捜査室を置く。

- 2 特殊詐欺捜査室においては、規則第11条の4第7号に掲げる事務のうち、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。
- 3 特殊詐欺捜査室に室長を置く。
- 4 室長は、上司の命を受け、特殊詐欺捜査室の事務を掌理する。

(知能犯特別捜査隊)

第32条 捜査第二課に知能犯特別捜査隊を置く。

- 2 知能犯特別捜査隊においては、規則第11条の4第1号から第4号に関する事務をつかさどる。
- 3 知能犯特別捜査隊に隊長を置く。
- 4 隊長は、上司の命を受け、知能犯特別捜査隊の事務を掌理する。

(組織犯罪特別捜査隊)

第32条の2 捜査第二課に組織犯罪特別捜査隊を置く。

- 2 組織犯罪特別捜査隊においては、規則第11条の4第7号、第9号及び第10号に関する事務をつかさどる。
- 3 組織犯罪特別捜査隊に隊長を置く。
- 4 隊長は、上司の命を受け、組織犯罪特別捜査隊の事務を掌理する。

(総括研究管理官及び研究管理官)

第33条 科学捜査研究所に総括研究管理官及び研究管理官を置くことができる。

- 2 総括研究管理官及び研究管理官は、上司の命を受け、鑑定、検査等に関する事務をつかさどる。

(鑑識指導官及び鑑定指導官)

第34条 鑑識課に鑑識指導官及び鑑定指導官を置くことができる。

- 2 鑑識指導官は、上司の命を受け、現場鑑識の指導に関する事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 3 鑑定指導官は、上司の命を受け、規則第12条の2第1号に掲げる事務のうち鑑定資料の鑑定、検査等に関する事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(交通行政官等)

第35条 交通企画課に交通行政官、交通事故分析官及び交通企画官を置くことができる。

- 2 交通行政官は、上司の命を受け、交通安全対策、交通安全施設整備及び運転免許事務に係る事務事業の総合調整に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 3 交通事故分析官は、上司の命を受け、交通事故についての分析、研究及び防止対策に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 4 交通企画官は、規則第14条第1号、第4号及び第5号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(交通管制官等)

第36条 交通規制課に交通管制官及び交通規制官を置くことができる。

- 2 交通管制官は、上司の命を受け、交通信号機、可変装置、自動感知装置等交通管制施設の整備に係る企画及び管理に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 3 交通規制官は、上司の命を受け、規則第15条第1号及び第2号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(交通事故事件捜査統括官等)

第37条 交通指導課に交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官及び被害者連絡調整官を置く。

- 2 交通事故事件捜査統括官は、上司の命を受け、特定事故事件（死亡・重傷事故のうち、救護義務違反に係るもの、危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがあるもの及び職員が一方当事者であるものをいう。次項において同じ。）の捜査に係る統括及び指導対象事件（特定事故事件以外の交通事故事件で、当事者の言い分が食い違う事故等事故原因の究明が困難なものをいう。）の捜査に係る指導に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 3 交通事故鑑識官は、上司の命を受け、特定事故事件の捜査に係る鑑識活動等の指導に関する事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。
- 4 被害者連絡調整官は、上司の命を受け、交通事故被害者等に対する被害者支援に係る統括及び指導に関する事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(運転免許調査官)

第38条 運転免許課に運転免許調査官を置く。

- 2 運転免許調査官は、上司の命を受け、運転免許行政に係る企画、調査及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(交通聴聞官)

第39条 運転免許課に交通聴聞官を置く。

- 2 交通聴聞官は、上司の命を受け、運転免許の行政処分に係る聴聞、意見の聴取及び調査並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(自動車運転免許試験場)

第39条の2 運転免許課に自動車運転免許試験場を置くことができる。

- 2 自動車運転免許試験場においては、規則第15条の3第2号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 自動車運転免許試験場に場長を置くことができる。
- 4 場長は、上司の命を受け、配置された自動車運転免許試験場の事務を掌理する。

(警備調査官)

第40条 警備第一課に警備調査官を置く。

- 2 警備調査官は、上司の命を受け、警備情報活動に関する調査、企画及び規則第17条第2号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(警備指導官)

第41条 警備第二課に警備指導官を置く。

- 2 警備指導官は、上司の命を受け、規則第17条の2第1号から第7号までに掲げる事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(航空操縦統括官及び航空整備統括官)

第41条の2 警備第二課に航空操縦統括官及び航空整備統括官を置くことができる。

- 2 航空操縦統括官は、上司の命を受け、規則第17条の2第11号に掲げる事務のうち航空機の操縦等に関する事務をつかさどる。
- 3 航空整備統括官は、上司の命を受け、規則第17条の2第11号に掲げる事務のうち航空機の整備等に関する事務をつかさどる。

(災害対策室)

第42条 警備第二課に災害対策室を置く。

- 2 災害対策室においては、規則第17条の2第8号、第9号及び第10号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 災害対策室に室長を置く。
- 4 災害対策室長は、上司の命を受け、災害対策室の事務を掌理する。

(警察航空隊)

第42条の2 警備第二課に警察航空隊を置く。

2 警察航空隊においては、規則第17条の2第11号に掲げる事務をつかさどる。

3 警察航空隊に隊長を置く。

4 隊長は、上司の命を受け、警察航空隊の事務を掌理する。

(警衛対策官)

第42条の3 警衛対策課に警衛対策官を置く。

2 警衛対策官は、上司の命を受け、規則第17条の3第1号及び第2号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(外事指導官)

第43条 外事課に外事指導官を置く。

2 外事指導官は、上司の命を受け、規則第17条の4第1号に掲げる事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(警備対策統括官)

第43条の2 機動隊に警備対策統括官を置く。

2 警備対策統括官は、上司の命を受け、規則第17条の5第1号及び第2号に掲げる事務並びに上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(学校調査官)

第44条 警察学校に学校調査官を置くことができる。

2 学校調査官は、上司の命を受け、規則第18条第2項第2号に掲げる事務及び上司から特に命ぜられた事務をつかさどる。

(調査官等)

第45条 警察本部(以下「本部」という。)の課に調査官又は次長を、隊に副隊長を、所に副所長を、警察学校に副校長を置く。

2 調査官には警視又はこれと同等の警察行政職員を、次長、副隊長及び副所長には警部又はこれと同等の警察行政職員をもって充てる。

3 副校長には、警視又はこれと同等の警察行政職員をもって充てる。

4 調査官、次長、副隊長、副所長及び副校長(以下「調査官等」という。)は、課長、隊長、所長及び警察学校長(以下「課長等」という。)の命を受け、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(総括副参事及び副参事)

第46条 総括副参事及び副参事には、警視と同等の警察行政職員をもって充てる。

2 総括副参事及び副参事は、上司の命を受け、所掌事務に係る企画、調査及び立案に関する事務をつかさどる。

(補佐等)

第47条 本部の課等にそれぞれ課長補佐、隊長補佐、校長補佐、総括主幹、科長及び主幹(以下「補佐等」という。)を置く。

2 補佐等には、警部又はこれと同等の警察行政職員をもって充てる。

3 補佐等は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、部下職員を指揮監督し、課長等を補佐する。

(課長等の事務代行)

第48条 本部の課長等に事故のあるときは、調査官等がその事務を代行する。

(警察署の副署長及び次長)

第49条 警察署に副署長又は次長を置く。

2 副署長には警視を、次長には警部をもって充てる。

3 副署長又は次長は、上司の命を受け、警察署の事務を統制し、部下職員を指揮監督し、上司を補佐する。

(警察署長の事務代行)

第50条 警察署長に事故のあるときは、副署長又は次長がその事務を代行する。

(刑事生活安全官)

第51条 青森警察署、弘前警察署及び八戸警察署に刑事生活安全官を置く。

2 刑事生活安全官には、警視をもって充てる。

3 刑事生活安全官は、上司の命を受け、刑事第一課、刑事第二課、生活安全課及び警備課の事務(警

備課の事務については、警備事件の捜査運営に関する事務に限る。)を整理統括するとともに、部下職員を指揮監督し、警察署長を補佐する。

(地域官)

第52条 青森警察署、弘前警察署及び八戸警察署に地域官を置く。

2 地域官には、警視をもって充てる。

3 地域官は、上司の命を受け、地域課の事務を整理統括するとともに、部下職員を指揮監督し、警察署長を補佐する。

(交通官)

第53条 青森警察署、弘前警察署及び八戸警察署に交通官を置く。

2 交通官には、警視をもって充てる。

3 交通官は、上司の命を受け、交通課の事務を整理統括するとともに、部下職員を指揮監督し、警察署長を補佐する。

(留置官)

第54条 青森警察署、弘前警察署及び八戸警察署に留置官を置く。

2 留置官は、上司の命を受け、留置業務に関する事務をつかさどる。

(渉外官)

第55条 本部の課等及び警察署に渉外官を置くことができる。

2 渉外官には、警察行政職員をもって充てる。

3 渉外官は、上司の命を受け、渉外に関する事務をつかさどる。

(会計官)

第56条 青森警察署、弘前警察署及び八戸警察署に会計官を置くことができる。

2 会計官には、警察行政職員をもって充てる。

3 会計官は、上司の命を受け、会計に関する事務をつかさどる。

(本部の係及び警察署の課、係)

第57条 本部の課等に別表第1に掲げる方面隊、科、係、班及び分駐隊を置く。

2 警察署に別表第2に掲げる課及び係を置く。

(警察署の課の所掌事務)

第58条 警察署の課の所掌事務は、別表第3のとおりとする。

(方面隊長及び分駐隊長)

第59条 本部の課等の方面隊及び分駐隊に方面隊長及び分駐隊長を置く。

2 方面隊長には、警視又は警部をもって充てる。

3 分駐隊長には、警部又は警部補をもって充てる。

4 方面隊長及び分駐隊長は、上司の命を受け、事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(警察署の課長)

第60条 警察署の課に課長を置く。

2 課長には、警部、警部補、総括主幹、主幹又は主査をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、警察署長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(課長代理)

第61条 警察署の課に、課長代理を置くことができる。

2 課長代理には、警部、警部補、総括主幹、主幹又は主査をもって充てる。

3 課長代理は、上司の命を受け、課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(警察署の総括主幹等)

第61条の2 警察署の課に、総括主幹及び主幹(以下「総括主幹等」という。)を置くことができる。

2 総括主幹等は、上司の命を受け、事務を処理し、課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

第62条 削除

(業務指導班長)

第63条 青森警察署、弘前警察署及び八戸警察署の地域課に業務指導班長を置くことができる。

2 業務指導班長には、警部をもって充てる。

3 業務指導班長は、上司の命を受け、課の業務についての指導及び教養に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(専門官)

第63条の2 本部及び警察署に専門官を置くことができる。

2 専門官には、警部、警部補又は巡査部長をもって充てる。

3 専門官は、上司の命を受け、本部及び警察署の係の所掌事務のうち専門的事項に関する事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

(係長等)

第64条 本部及び警察署の係(班を含む。)にそれぞれ係長、班長、専門研究員及び主査(以下「係長等」という。)を置く。

2 係長等には、警部補又はこれと同等の警察行政職員をもって充てる。

3 係長等は、上司の命を受け、事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(主任等)

第65条 本部及び警察署の係(班及び分駐隊を含む。以下同じ。)に所要の主任及び主任研究員(以下「主任等」という。)を置く。

2 主任等には、巡査部長又はこれと同等の警察行政職員をもって充てる。

3 主任等は、上司の命を受け、事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(係員)

第66条 本部及び警察署の係に所要の係員を置く。

2 係員には、巡査又はこれと同等の警察行政職員をもって充てる。

3 係員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(少年補導職員)

第67条 本部及び警察署に所要の少年補導職員を置く。

2 少年補導職員には、警察行政職員をもって充てる。

(船舶職員)

第68条 八戸警察署に所要の船舶職員を置く。

2 船舶職員は、船長、機関長、航海士及び機関士とし、警察行政職員をもって充てる。

(交番及び警備派出所)

第69条 交番及び警備派出所(以下この条において「交番等」という。)には、警部以下の警察官を配置する。

2 交番等には、所要の警察行政職員を配置することができる。

3 交番に交番所長を、警備派出所に警備派出所長(以下この条において「交番所長等」という。)を置くことができる。

4 交番所長等には、警部又は警部補をもって充てる。

5 交番所長等は、上司の命を受け、分掌事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

6 交番等に配置された警察官及び警察行政職員は、上司の命を受け、分掌事務を処理し、部下職員を監督する。

(警察官駐在所)

第70条 警察官駐在所には、警部補以下の警察官を配置する。

2 警察官駐在所に駐在所長を置くことができる。

3 駐在所長には、警部補をもって充てる。

4 警察官駐在所に配置された警察官は、上司の命を受け、分掌事務を処理し、部下職員を監督する。

(臨時交番)

第71条 警察署長は、必要があると認めるときは臨時交番を設置することができる。ただし、設置期間が30日以上にわたるときは、警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を受けなければならない。

(警察官連絡所)

第72条 警察署長は、特に必要があると認めるときは、警察官連絡所を設置することができる。

2 警察官連絡所を設置及び廃止するときは、別に定めるところにより本部長の承認を受けなければならない。

(警部補以下の補職)

第73条 警部補又はこれと同等の警察行政職員以下の職員の補職については、本部長が別に指示する

もののほか、青森県警察職員の定員配置規則（昭和29年7月青森県公安委員会規則第5号）に定める定員の範囲内で所属長が行うものとする。

（係の変更手続）

第74条 所属長は、係の新設、改廃又は名称変更の必要があるときは、本部長にその理由を付して上申しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

（青森県警察本部処務規程の一部改正）

2 青森県警察本部処務規程（昭和38年4月青森県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青森県少年警察活動規程の一部改正）

3 青森県少年警察活動規程（平成14年12月青森県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青森県警察少年補導職員勤務規程の一部改正）

4 青森県警察少年補導職員勤務規程（平成15年10月青森県警察本部訓令第27号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成19年本部訓令第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行日の前日において総括主査の職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、主査の職を命ぜられたものとする。

附 則（平成19年本部訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年本部訓令第15号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年本部訓令第22号）

この訓令は、交付の日から施行し、この訓令による改正後の青森県警察組織規程の規定は、平成19年11月1日から適用する。

附 則（平成20年本部訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第4号抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年3月14日から施行する。ただし、第1条中青森県警察組織規程第24条及び第29条の改正規定については、同年3月7日から施行する。

附 則（平成23年本部訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年本部訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年本部訓令第15号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年本部訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年3月16日から施行する。ただし、第32条及び第36条の改正規定は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年7月7日から施行する。

（青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令の一部改正）

2 青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令（平成28年6月青森県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成28年本部訓令第18号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第13号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年本部訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中青森県警察組織規程第43条の次に1条を加える改正規定及び第4条中青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令別表第1「外事指導官」を「外事指導官、警備対策統括官」に改める改正規定は平成31年3月11日から、第1条中青森県警察組織規程別表第1刑事企画課及び交通指導課の項の改正規定は平成31年3月18日から施行する。

附 則（令和2年3月11日本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中青森県警察組織規程第41条及び第42条の改正規定は、令和2年3月11日から施行する。

附 則（令和3年3月12日本部訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日本部訓令第20号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月20日本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中青森県警察組織規程第31条の次に1条を加える改正規定並びに別表第1留置管理課及び捜査第二課の項の改正規定並びに第2条中青森県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令別表第1「組織犯罪対策室長」を「組織犯罪対策室長、特殊詐欺捜査室長」に改める改正規定については、令和5年3月17日から施行する。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第2号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月3日本部訓令第6号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日本部訓令第13号）

この訓令は、令和7年10月14日から施行する。

別表第1（第57条関係）

所属	係等
総務課	公安委員会係 秘書係 総務調整係
情報公開・公文書管理室	情報公開・公文書管理係
広報課	広報係
警察安全相談室	広聴係 相談係
警察音楽隊	音楽係
警務課	企画係 人事・採用係 給与係
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係
教養課	職場教養係 術科教養係 運転技能指導係
取調べ監督室	取調べ監督係
会計課	企画調整係 予算係 出納係 調度係
監査室	監査係
施設装備課	施設企画係 管財係 営繕係 装備車両係 物品管理係
留置管理課	管理係 指導係 支援係
監察課	監察係 訟務係 表彰係
総務事務推進課	総務室企画係 施策調整係 通信係 総務事務第一係 総務事務第二係 総務事務第三係 総務事務第四係
厚生課	健康管理係 厚生係 共済係
情報管理課	企画・開発係 情報セキュリティ係 システム管理係 文書係 照会センター係
生活安全企画課	生活安全部企画係 犯罪抑止対策係
許可等事務担当室	営業・危険物係
人身安全対策課	企画係 人身安全対策第一係 人身安全対策第二係
人身安全対策支援隊	人身安全対策支援係
少年対策室	少年対策係 少年事件係
地域課	企画係 指導係 地域安全係 自動車警ら係
地域業務指導室	業務指導係 職務質問技能指導班
鉄道警察隊	企画係 鉄道警察係 弘前分駐隊 八戸分駐隊
通信指令課	企画・管理係 通信指令係
生活保安課	指導係 特別捜査係
サイバー犯罪対策課	企画係 人材育成係 対策係 特別捜査係 捜査支援係
刑事企画課	刑事部企画係 法令指導係 取調べ指導係 公判対応係 手配共助係 渉外係
証拠物件管理センター	証拠物件管理係
捜査第一課	強行犯係 火災犯係 広域捜査係 特別捜査係 性犯罪捜査指導係 盗犯係 特殊犯係 科学捜査係
検視官室	検視係
捜査第二課	企画係 知能犯事件指導係 組織犯罪事件指導係
組織犯罪対策室	暴力団対策係 認定・資料係 情報収集活動指導係 匿名・流動型犯罪グループ対策係
特殊詐欺捜査室	特殊詐欺捜査係 連合捜査係
知能犯特別捜査隊	知能犯特別捜査係 八戸分駐隊
組織犯罪特別捜査隊	組織犯罪特別捜査係

捜査支援分析課	企画係 システム係 犯罪統計係 犯罪収益対策係 国際犯罪対策係 情報分析係 機動支援係
鑑識課	写真係 指紋第一係 指紋第二係 足痕跡係 企画指導係 現場係 解剖係
科学捜査研究所	指導係 法医科 化学科 物理科 文書科 心理科
機動捜査隊	総務係 企画指導係 青森方面隊 弘前方面隊 八戸方面隊 広域機動捜査班
交通企画課	交通部企画係 交通安全対策係 事故分析係
交通規制課	規制第一係 規制第二係 機動規制係 機動規制係八戸班 安全施設第一係 安全施設第二係 管制係
交通指導課	指導取締係 反則通告係 事故捜査係 交通鑑識係 捜査支援係 特別捜査係
運転免許課	総務係 企画係 免許係 試験・教習所係 運転免許管理係 高齢運転者等支援係
自動車運転免許試験場	免許・試験係
交通機動隊	企画指導係 青森方面隊 弘前方面隊 八戸方面隊
高速道路交通警察隊	総務係 管理係 高速第一係 高速第二係 高速第三係 碓ヶ関分駐隊 八戸分駐隊
警備第一課	警備部企画係 警備第一係 警備第二係 警備第三係 警備第四係 警備第五係
警備第二課	警備実施係 警衛警護係
災害対策室	災害対策係
警察航空隊	企画係 運航係 整備係
警衛対策課	総務係 警備対策第一係 警備対策第二係 交通対策係 通信係
外事課	外事第一係 外事第二係 外事第三係
機動隊	総務係 第一中隊 第二中隊 むつ分駐隊
警察学校	総務係 学生第一係 学生第二係 教務第一係 教務第二係 術科 教養係

別表第2（第57条関係）

青森警察署	警務課	警務係 広聴・相談係 犯罪被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係 少年係 人身安全対策係 保安係
	地域課	地域係 業務指導係 自動車警ら係 通信指令係
	刑事第一課	刑事総務係 第一捜査係 第二捜査係 鑑識係
	刑事第二課	第一捜査係 第二捜査係 第三捜査係
	交通課	交通総務係 指導取締係 交通安全対策係 事故捜査係 規制係 免許係 交通係
	警備課	警備係
弘前警察署 八戸警察署	警務課	警務係 広聴・相談係 犯罪被害者支援係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係 少年係 人身安全対策係 保安係
	地域課	地域係 業務指導係 自動車警ら係 通信指令係
	刑事第一課	刑事総務係 第一捜査係 第二捜査係 鑑識係
	刑事第二課	第一捜査係 第二捜査係 第三捜査係

	交通課	交通総務係 指導取締係 交通安全対策係 事故捜査係 規制係 免許係
	警備課	警備係
五所川原警察署 黒石警察署 十和田警察署	警務課	警務係 広聴・相談係 犯罪被害者支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係 自動車警ら係
	刑事課	刑事第一係 刑事第二係 鑑識係
	交通課	指導取締係 事故捜査係 規制係
	警備課	警備係
むつ警察署	警務課	警務係 広聴・相談係 犯罪被害者支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係 自動車警ら係
	刑事課	刑事第一係 刑事第二係 鑑識係
	交通課	指導取締係 事故捜査係 規制係 免許係
	警備課	警備係
三沢警察署	警務課	警務係 広聴・相談係 犯罪被害者支援係 留置管理係 渉外係
	会計課	会計係
	生活安全課	生活安全係
	地域課	地域係 自動車警ら係
	刑事課	刑事第一係 刑事第二係 鑑識係
	交通課	指導取締係 事故捜査係 規制係
	警備課	警備係
野辺地警察署 つがる警察署 三戸警察署	警務会計課	警務係 広聴・相談係 犯罪被害者支援係 会計係
	刑事生活安全課	生活安全係 刑事係
	地域課	地域係 自動車警ら係
	交通課	交通係
	警備課	警備係
青森南警察署 外ヶ浜警察署 大間警察署 鱈ヶ沢警察署 五戸警察署 七戸警察署	警務会計課	警務係 広聴・相談係 犯罪被害者支援係 会計係
	刑事生活安全課	刑事生活安全係
	地域課	地域係 自動車警ら係
	交通課	交通係
	警備課	警備係

別表第3（第58条関係）

課	所掌事務
警務課	本部警務部及び総務室の所掌に関する事務（警察署会計課及び留置管理課（青森警察署、弘前警察署、八戸警察署に限る。）の所掌事務を除く。）
留置管理課	本部警務部留置管理課の所掌に関する事務
会計課	本部警務部のうち会計課及び施設装備課の所掌に関する事務（警察装備に関するものを除く。）並びに本部警務部警務課の所掌事務のうち給与の支給に関する事務
警務会計課	本部警務部及び総務室の所掌に関する事務
生活安全課	本部生活安全部のうち生活安全企画課、人身安全対策課、生活保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に関する事務

刑事生活安全課	本部生活安全部のうち生活安全企画課、人身安全対策課、生活保安課及びサイバー犯罪対策課の所掌に関する事務並びに本部刑事部のうち刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に関する事務
地域課	本部生活安全部のうち地域課及び通信指令課の所掌に関する事務
刑事第一課	本部刑事部のうち刑事企画課、捜査第一課、捜査支援分析課（刑事第二課の所掌事務に関するものを除く。）、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に関する事務
刑事第二課	本部刑事部のうち捜査第二課の所掌に関する事務並びに本部刑事部捜査支援分析課の所掌事務のうち犯罪による収益の移転防止に関する事務及び国際的な犯罪対策に関する事務
刑事課	本部刑事部のうち刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査支援分析課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に関する事務
交通課	本部交通部のうち交通企画課、交通規制課、交通指導課及び運転免許課の所掌に関する事務
警備課	本部警備部のうち警備第一課、警備第二課、警衛対策課及び外事課の所掌に関する事務